

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会

趣 旨

平成22年2月24日、熊本県から国土交通省九州地方整備局に対し、一級河川球磨川における藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用に関する河川法第23条及び第24条の申請がなされたところである(以下「本申請」という)。

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用に関する現在の河川法第23条及び第24条の許可については、水利使用規則に許可期限が到来したときに効力を失うとの条項があることから、平成22年3月31日の許可期限の到来をもって失効するものとなっている。このため、本申請の審査に当たっては、新たな水利使用許可の可否を審査することとなるが、提出のあった申請書には、河川法第38条に規定する関係河川使用者で当該水利使用を行うことについて同意をしない者がいる旨記載されている。

これを受けて、当整備局としては、当該水利使用による損失に係る検討・判断等、河川法第38条以降の水利調整の規定に則った対応を行うこととしているが、これらの検討・判断等を河川管理者である当整備局が的確に行うため、専門的な見地に立って公平な立場からの助言を頂くことを目的とした「藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会」を開催するものである。

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会

運 営 要 領

(名称)

第1条 本会は、藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用について助言を頂く有識者の会（以下「助言を頂く会」という。）と称する。

(目的)

第2条 助言を頂く会は、国土交通省九州地方整備局が、藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用に関する許可申請の審査に際して必要となる水利調整手続きに係る検討や判断を的確に行えるよう、専門的な見地に立って公平な立場からの助言を行うものとする。

(構成)

第3条 助言を頂く会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成する。

(会議)

第4条 助言を頂く会の開催にあたっては、必要の都度、九州地方整備局河川部長が委員の出席を求めることとする。

2 あらかじめ委員の合議により、委員以外の者を助言を頂く会に出席させることができる。

3 助言を頂く会の公開については、委員の合議で決定する。

(事務局)

第5条 助言を頂く会の事務を行うため、事務局を国土交通省九州地方整備局河川部水政課に置く。

(雑則)

第6条 この運営要領に定めるもののほか、助言を頂く会の運営に必要な事項は、事務局が助言を頂く会に諮って定める。

(附則)

この運営要領は、平成22年2月28日から施行する。

(別表)

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会

委員名簿

委員	岡本 博志	北九州市立大学法学部教授
委員	楠田 哲也	北九州市立大学国際環境工学部教授
委員	林 優	弁護士(福岡県弁護士会所属)
委員	原 武史	全国水産技術者協会理事長
委員	松井 誠一	(元)九州大学大学院教授

50音順